

保険商品・サービス情報の概要 (RIPLAY) 一般版

Simas Serenity Plan 保険  
PT ASURANSI SIMAS JIWA

発行会社名	:	PT Asuransi Simas Jiwa
商品名	:	Simas Serenity Plan
商品種	:	従来型生命保険 - 死亡保険と生存保険の組み合わせ
商品説明	:	Simas Serenity Planは、個人向けの生命保険プログラムであり、死亡リスクに対する保障とともに、投資の機会も提供する保険です。
通貨	:	ルピア (IDR)
<b>給付金</b>		
<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 被保険者が保険期間中に事故以外の原因で死亡した場合、保険会社は指定受取人に保険金額または解約返戻金のいずれか高い方の100%を支払い、その後、保険契約は終了します。</li> <li>2. 被保険者が保険期間中に事故で死亡した場合、指定受取人に保険金額または解約返戻金のいずれか高い方の200%が支払われ、その後、保険契約は終了します。</li> <li>3. 被保険者が保険期間終了時に生存している場合、契約満了給付金として年間保険料の730%が支払われ、その後、保険契約は終了します。</li> <li>4. 被保険者が重篤な病気の初期段階と診断された場合、指定受取人に年間保険料の625%の保険金が支払われ、その後、保険契約は終了します。</li> </ol>		
<b>主な特徴</b>		
加入年齢	:	被保険者 : 18歳～64歳 保険契約者 : 18歳～85歳
保険金額	:	最低保険金額は IDR 62,500,000 (6,250万ルピア)
保険料	:	最低保険料10,000,000ルピア (1,000万ルピア)
保険期間	:	10年間
保険料支払期間	:	5年間
保険料支払方法	:	年払い、半年払い、四半期払い、月払い
<b>免責事項</b>		
<p>保険会社は、被保険者が以下のいずれかの事故ではない原因で死亡した場合、保険金を支払う義務を負いません：</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自殺または裁判所による死刑判決</li> <li>2. 被保険者、保険契約者、または保険金を受け取る権利のある者が故意に行った犯罪行為</li> <li>3. インドネシア共和国で施行されている法律への違反</li> </ol>		

4. 後天性免疫不全症候群（AIDS）、AIDS関連症候群（ARC）、またはヒト免疫不全ウイルス（HIV）、あるいは後天性免疫不全症候群（AIDS）、AIDS関連症候群（ARC）、またはヒト免疫不全ウイルス（HIV）に起因する合併症による病気

保険会社は、被保険者が以下のいずれかの原因で**事故死**した場合、保険金を支払う義務を負いません：

1. アルコール、麻薬、またはその他の精神疾患の影響下にある、またはその影響を受けたことによる死亡。
2. 救命を試みる場合を除き、不必要に危険に立ち向かったり、危険に身を投じたりすることによる死亡。
3. あらゆる形態の自殺または自殺未遂。
4. 定期運航の民間旅客機以外の航空機への搭乗。
5. 自動車レースやオートバイレース、ウィンタースポーツ（スキーなど）、登山、障害物競馬、スカイスポーツ（スカイダイビングなど）、その他の直接的な危険を伴う活動や仕事への参加。
6. 妊娠、中絶、または出産。
7. 飲食物による中毒、または化学物質の吸入または摂取。
8. 戦争、テロ、ストライキ、暴動、内乱（SRCC）、ハイジャック、誘拐、および軍事任務中の負傷または死亡。

保険会社は、被保険者が以下のいずれかの原因で**重篤な病気または症状**と診断された場合、保険金を支払う義務を負いません：

1. Simas Early Stage Critical Illnessで保障される診断以外の病気や症状、または手術。
2. 保険の受け取り日または保険の復活日（いずれか早い方）より前に被保険者が罹患していた、無能力、永続的な障害、病気などの既存の症状すべて。
3. 以前に発症した病気が初めて再発した場合、前回の保険契約で保障されていたか、他の保険会社で保障されていたかに関わらず。
4. 後天性免疫不全症候群（AIDS）またはAIDS関連症候群（ARC）、あるいはヒト免疫不全ウイルス（HIV）感染症が直接的または間接的に原因で発症した病気や症状。ただし、特定の状況下で保険契約に記載されている場合はこの限りではありません。
5. 先天性異常または出産による身体障害の治療、妊娠、流産、中絶、出産、不妊手術、避妊、不妊治療、またはその他の避妊手術に起因する治療、および性転換手術は保障されません。
6. 意識のあるなしにかかわらず、自傷行為、自殺未遂。
7. 合法的な使用および登録された医療専門家による処方箋を除き、薬物、アルコール、麻薬、または向精神薬の影響下にある場合。
8. 医師の指示に従わなかった場合。

9. 戦争、侵略、他国による占領、武力による脅威（宣戦布告の有無にかかわらず）。
10. 海軍、陸軍、空軍、警察、またはその他の軍事活動に参加した場合（平時訓練も含む）。
11. 定期的に運航されている民間旅客機の乗客として以外のあらゆる航空活動への参加
12. 違法行為またはその他の犯罪行為に関与した場合。
13. 保険契約が有効になる前に発生した負傷。
14. スポーツまたは趣味が危険を伴う場合（例：ダイビング、車やバイクのレース、競馬、呼吸装置を使った水中活動、武道、狩猟、登山、スカイダイビング、バンジージャンプ、またはその他の危険なスポーツや趣味）
15. 核汚染、放射能汚染、爆発、核燃料を使用した有害物質、または原子力に起因する事故。

### リスク

1. 被保険者が保険契約で免責されている事由によって死亡した場合、保険金請求は拒否される可能性があります。
2. 保険契約の規定に違反した場合の保険会社による一方的な契約解除。
3. 経済および政治変動リスク  
国内外の投資およびビジネス環境に関連する経済状況、政治政策、法律、および政府規制の変化に関連するリスク。
4. 保険契約解除のリスク  
クーリングオフ期間後に保険契約が解除された場合、顧客は解約返戻金表に記載されている保険料の割合で計算された解約返戻金を受け取ります。
5. 信用リスク  
保険会社が受取人に対する債務を支払う能力に関連するリスク。保険会社は、適用される規制で定められた最低限の資本 adequacy ratio を超えるように、会社の業績を維持し続けています
6. オペレーショナルリスク  
不適切な内部プロセス、従業員の行動、オペレーショナルシステム、または会社の業務に影響を与える外部イベントに起因するリスク。
7. 税金リスク  
保険契約の解約または満了の際、保険契約者は、支払った保険料総額に対する解約返戻金の超過額に対して、適用される税法の規定に従って所得税を支払う必要があります。
8. 運用資産のアカウントビリティリスク  
証券取引仲介業者（ブローカー）、マーケティング担当者、カストディアンバンク、投資運用会社などの第三者の過失、および不可抗力（自然災害、火災などを含むがこれらに限らない）に関連するリスク。

シミュレーション

Simas Serenity Plan 保険商品のシミュレーション例：

被保険者名	：	John Doe (ジョン・ドウ)
性別	：	男性
生年月日	：	1981年2月16日
被保険者の年齢	：	40歳
保険契約者名	：	John Doe (ジョン・ドウ)
性別	：	男性
生年月日	：	1981年2月16日
契約者年齢	：	40年
保険料の支払い方法	：	半期払い
定期保険料	：	IDR 52,500,000
保険金額	：	IDR 625,000,000
保険料支払期間	：	5年間
保険期間	：	10年間

受け取ることのできる給付金は以下の通りです：

契約年数	被保険者年齢	年間基本保険料*	年末残高 (解約払戻金)	死亡給付金 (事故以外)	死亡給付金 (事故の場合)
1	41	100,000,000	0	625,000,000	1,250,000,000
2	42	100,000,000	0	625,000,000	1,250,000,000
3	43	100,000,000	96,000,000	625,000,000	1,250,000,000
4	44	100,000,000	192,000,000	625,000,000	1,250,000,000
5	45	100,000,000	288,000,000	625,000,000	1,250,000,000
6	46	0	374,000,000	625,000,000	1,250,000,000
7	47	0	461,000,000	625,000,000	1,250,000,000
8	48	0	547,000,000	625,000,000	1,250,000,000
9	49	0	633,000,000	633,000,000	1,250,000,000
10	50	0	730,000,000	730,000,000	1,250,000,000

\*)年間基本保険料とは、保険金額の算定基準となる基本保険料です。

保険契約者に支払われる解約返戻金は、以下の規定に従って定められます

- 保険契約が保険契約応当日に解約された場合、解約返戻金の額は、保険証券に記載されている解約返戻金表に記載されている金額となります。
- 保険契約が保険契約応当日以外に解約された場合、解約返戻金の額は、前回の保険契約応当日における解約返戻金の額と同じになります。

受け取れる重大疾病の給付金は以下の通りです：

初期段階	IDR 312,500,000
中期段階または末期段階（いずれか一方）その後、保障は終了します。	IDR 625,000,000
合計	IDR 937,500,000

**商品規定**

<b>A.定義</b>	
保険会社	: PT Asuransi Simas Jiwa
保険契約者	: 保険会社と生命保険契約を締結する個人または法人。
被保険者	: 生命および健康に関して生命保険契約が締結された個人。
保険料	: 保険契約者が保険会社に支払うことに同意した、保険証券に記載されている金額。
解約返戻金	: 特定の時点における保険証券の価値で、保険契約者または指定受取人に支払われます
保険金額	: 保険契約者が死亡した場合に、保険会社が保険契約者または指定受取人に支払う、保険証券に記載されている金額。
指定受取人	: 保険契約書に記載された、被保険者が死亡した場合に保険金を受け取る権利を持つ個人または法人。
猶予期間	: 保険料の支払い期日から30日間の猶予期間。保険契約者が期日を過ぎても支払わなかった場合、猶予期間内に支払いを完了させることができます。
<b>B.費用</b>	
1. 費用は保険料に含まれているため、別途費用は発生しません。 2. その他の費用は、保険契約者が以下の場合に発生します： <ol style="list-style-type: none"> <li>a. クーリングオフ期間中の保険契約の解約：保険証券発行費用、健康診断費用（該当する場合）。</li> <li>b. 保険契約者が請求した場合の保険証券の再発行：保険証券の印刷費用。</li> </ol>	
<b>C.クーリングオフ期間</b>	
1. 保険契約者は、保険証券を受け取った日から14日以内であれば、保険証券に記載されている条件に同意しない場合、保険会社に保険証券を返却することにより、保険契約を解除することができます。 2. 保険契約の解除および保険証券の返却後、保険会社は支払われた保険料から保険契約の解除費用および健康診断費用（該当する場合）を差し引いた金額を返金し、その後、保障は無効となります。	
<b>D.契約条件および手続き</b>	
<b>1. 生命保険の申込</b> <ol style="list-style-type: none"> <li>a. 生命保険を申し込む場合、保険契約者は以下の書類を記入して提出する必要があります：               <ul style="list-style-type: none"> <li>● 生命保険申込書；</li> <li>● 生命保険商品の理解確認書</li> <li>● 身分証明書の写し</li> <li>● 個人向け商品・サービス情報の概要（イラスト）；</li> <li>● 初回保険料支払証明書</li> <li>● 口座振替の委任状（口座自動引き落としが行われる場合）</li> </ul> </li> </ol>	

- 銀行通帳のコピー
  - その他必要書類
- b. 保険は、発行され保険会社によって承認された保険証券に記載されている発効日に発効し、保険料が全額支払われた時点で有効となります。

## 2. 保険金請求手続き

- a. 死亡保険金請求に必要な書類は以下の通りです：
- 保険会社が発行した死亡保険金請求書（原本）；
  - 保険証書（原本）；
  - 所轄行政機関が発行した死亡証明書；
  - 死因証明書（必要に応じて、医師からの証明）；
  - 不審死または事故死の場合、警察発行の証明書；
  - 検死報告書（必要に応じて）；
  - 海外で死亡した場合は現地のインドネシア大使館（KBRI）発行の証明書；
  - 保険契約者および指定受取人の有効な身分証明書のコピー（家族証明書、eKTP、パスポート、出生証明書など）
  - 指定受取人からの委任状（原本）；
  - その他必要な追加書類
- b. 重大疾病保険金請求に必要な書類は以下の通りです：
- 保険会社発行の重大疾病保険金請求書（原本）；
  - 重大疾病に該当する医師の診断書（原本）；
  - 保険証書（写し）；
  - 被保険者および指定受取人の有効な身分証明書の写し（家族証明書、eKTP）
  - その他必要な追加書類
- c. 死亡保険金請求と重大疾病保険金請求に必要な書類は、保険事故発生日から90日以内に提出する必要があります。

## 3. 保険契約の復活

保険契約は、失効日から24ヶ月以内であれば、保険会社の承認を得て復活させることができます。

注記：

保険契約の復活に関連して発生するすべての費用は、保険契約者の負担となり、延滞保険料の利息（該当する場合）も含まれます。

## E. 顧客からの苦情およびサービスの手続き

1. 保険契約者は、PT Asuransi Simas Jiwaの本社または営業所で、営業時間（月曜日から金曜日、08:00～17:00現地時間）に苦情を申し立てることができます。また、コールセンター（021-2854 7999）や、メール：[cs@simasjiwa.co.id](mailto:cs@simasjiwa.co.id)での連絡も可能です。顧客からの苦情対応サービスに関する詳細情報は、公式ウェブサイト：[www.simasjiwa.co.id](http://www.simasjiwa.co.id)の「サービス」メニューで確認できます。

2. 書面で提出された苦情は、苦情に関する書類がすべて揃ってから20営業日以内に、保険会社によって処理および解決されます。
3. 苦情処理期間は、以下のいずれかの状況が発生した場合、1に定める期間の満了日から20営業日延長することができます：
  - a. 技術的なエラーが発生し、保険会社が書面による苦情を受け取ることができなかった場合；
  - b. 追加調査が必要な場合；
  - c. PT Asuransi Simas Jiwaの制御が及ばないその他の状況が発生した場合
4. 保険会社は、顧客からの苦情処理サービスに費用を請求しません。

**免責事項（必ずお読みください）**

1. PT Asuransi Simas Jiwaは、インドネシア金融庁（OJK）に登録され、監督を受けています；
2. Simas Serenity Plan保険商品は生命保険商品であり、銀行の商品および責任ではなく、預金保険機構（LPS）の保証対象外です。
3. Simas Serenity Plan保険商品は、OJKに登録されており、OJKの規定に従ってPT Asuransi Simas Jiwaによって販売されるように調整されています；
4. この保険商品情報概要は、説明のみを目的としたものであり、保険契約ではありません。この保険に関するすべての事項は、保険証券に記載されています。保険証券は、PT Asuransi Simas Jiwaが保険申込を承認した後、保険契約者に送付されます（諸条件が適用されます）
5. 保険会社は、この商品およびサービスの給付、費用、リスク、契約条件の変更を、書面またはその他の適用される契約条件に従った方法で、変更の発効日の少なくとも30日前に通知する義務があります。
6. 保険会社は、被保険者が生命保険の申込書または関連書類（該当する場合）に不誠実な情報を入力した場合、または完全な情報を提供しなかった場合、被保険者の申込を拒否する権利を有します。
7. 保険会社は、被保険者が免責事項に該当する原因で死亡した場合、保険金請求を拒否する権利を有します。
8. 保険会社は、生命保険の申込および保険金請求のために、国内外の保険会社、再保険会社、銀行、またはその他の法人など、保険会社と協力関係にある第三者に、RIPLAYに記載されている情報または説明を使用または提供する権利を有します。
9. 金融サービス庁（OJK）の規定に従い、銀行は、この保険の販売に対して手数料／報酬を受け取る権利を有します。
10. 保険商品およびサービス情報概要をよくお読みください。また、マーケティング担当者またはPT Asuransi Simas Jiwaに、利用可能なチャネルを通じてさらに質問することができます。
11. Simas Serenity Plan生命保険の商品条件に関する詳細は、ウェブサイトでご確認できます：  
[www.SimasJiwa.co.id](http://www.SimasJiwa.co.id)